

昭和グラウンド及び昭和テニスコート ネーミングライツパートナー募集要項

知立市では、昭和グラウンド及び昭和テニスコートのネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

なお、この募集要項に定めるもののほか、本市におけるネーミングライツの付与については、知立市ネーミングライツ導入ガイドライン（令和2年3月策定）に定めるとおりとします。

1 施設の概要

所在地	知立市					
敷地面積	17,404 m ²					
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的グラウンド（軟式野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ等） ・テニスコート（ナイター照明付き人工芝4面） 					
年間 利用者数		H27	H28	H29	H30	R1
	多目的グラウンド	20,001人	19,006人	22,425人	30,792人	17,872人
	テニスコート	63,544人	64,615人	63,886人	55,678人	49,335人
営業日	○昭和グラウンド					
	1月～2月及び11月～12月			午前6時～午後5時		
	3月～4月及び9月～10月			午前6時～午後6時		
	5月～8月			午前6時～午後7時		
	○昭和テニスコート					
	1月～3月及び12月			午前6時～午後5時		
4月～11月			午前6時～午後9時			
※ただし、いずれも12月29日から1月3日までは休日						

2 愛称の使用期間

令和4年1月1日から5年間～10年間

※契約締結後においては、愛称の使用開始日前であっても、正式な愛称使用開始日を示したうえでネーミングライツパートナーが作成するパンフレット等において広報することは可能とします。

例 昭和グラウンド（令和4年1月1日から愛称 ○○グラウンド）

3 ネーミングライツ料

年額60万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

4 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

ネーミングライツ料のほか、愛称の変更に伴い生じる各経費の費用負担は、次のとおりとします。

区 分	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更及び新規設置 ※1 (施設看板、道路標識、バス停の案内等)		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市のホームページの表示変更 ※2	○	

※1 市や関係機関と協議のうえ、可能な範囲で行うことができます。

なお、看板等の表示変更及び新規設置に当たっては、愛知県屋外広告物条例等の関係法令等を遵守のうえ、ネーミングライツパートナーにおいて必要な事務手続きを行ってください。

※2 生涯学習スポーツ課が発行するパンフレット等については、愛称使用開始日以降の増刷分から変更します。生涯学習スポーツ課以外の課が発行するパンフレット等についても、それぞれの更新時期に合わせて随時変更します。

5 愛称

(1) 愛称付与の条件

- ① 分かりやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。
- ② 愛称はそれぞれの施設に付与してください。
- ③ 愛称のいずれかの位置にそれぞれ「グラウンド」及び「テニスコート」の字句を用いることとします。

また、例1を参考に、正式な施設名をカッコ書きとすることにより、上記字句を用いないことも可とします。この場合、市民への十分な周知が図られたと判断された時点で、協議のうえ削除することは可とします。

例1：△△△△（昭和グラウンド）

- ④ 看板等にロゴ等を表示する場合は、申込時にイメージを併せて提出してください。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

- ④政治性又は宗教性があるもの
- ⑤社会問題についての主義主張
- ⑥個人の名刺広告
- ⑦美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑧内容又は責任の所在が不明確なもの
- ⑨虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの等
- ⑩青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ⑪「株式会社」や「有限会社」等の併記
- ⑫その他市長が不適當であると認めるもの

(3) 愛称の変更

利用者や市民の混乱を避けるため、契約期間内での愛称の変更はできません。

(4) その他

愛称が定着するまで、条例上の名称を併記する場合があります。

6 応募資格

応募資格を有する者は、法人その他の団体、それらにより構成されたグループ又は個人（以下、「法人等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しない法人等に限り
ます。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定に該当する法人等
- ②応募時点で、知立市工事等請負契約に係る指名停止等の措置内規に基づく指名停止を受けている法人等
- ③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は校正の手続き中の法人等
- ④法令等に違反する事業若しくは行為を行う法人等又はそのおそれがある法人等
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）による規制を受ける事業を行う法人等
- ⑥貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に関する事業を行う法人等
- ⑦暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある法人等
- ⑧国税、県税、知立市税及び知立市の徴収金を滞納している法人等

7 応募方法

(1) 募集期間

令和 3 年 5 月 6 日（木）から令和 3 年 6 月 11 日（金）まで

※持参の場合の受付時間は、月曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。また、郵送の場合は、募集期間最終日の午後 5 時必着とします。

【期限までに応募が無い場合】

募集期間を延長します。なお、募集期間以後は、先着順で審査の上、優先交渉権者を決定します。（郵送の場合は、書類到着時点で受付完了とさせていただきます。）

(2) 提出書類

① 申込書（様式第1号）

② 定款、規約又はこれに類する書類及び登記事項証明書

③ 直近3か年分の決算報告書

④ 国税及び県税の未納がないことの証明

⑤ 役員氏名等届出書（様式第2号）

※グループ応募の場合は、構成するすべての法人その他団体について、②から⑤までの書類を提出してください。

(3) 提出先

教育部生涯学習スポーツ課スポーツ振興係（スギ薬局知立福祉アリーナ）

〒472-0023 愛知県知立市西町草刈 10 番地 5

(4) 質問受付等

応募に関しての質問受付等は、次のとおりです。なお、口頭での質問は受けません。

① 受付期間

令和3年5月6日（木）から令和3年5月28日（金）まで

② 質問方法

質問書（様式第3号）に記入のうえ、持参、FAX 又は E メールで教育部生涯学習スポーツ課スポーツ振興係まで提出してください。また、未到達を防ぐため、送信後に電話連絡をお願いします。

・持参先：教育部生涯学習スポーツ課スポーツ振興係

受付時間は、月曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

・F A X：0566-82-5153

・E メール：sports@city.chiryu.lg.jp

FAX 又は E メール送信後の電話連絡先：0566-82-5151

③ 回答方法

質問に対する回答は、令和3年6月2日（水）までに、質問者名を伏せたうえで、市ホームページに掲載します。

(5) 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

8 選定方法

募集期間終了後、次のとおり選定を進めます。

(1) 関係者等からの意見聴取

主に次の項目について、必要に応じて関係者等から意見聴取を行います。ここで得られた意見は、広告審査会で報告されます。

①愛称案

②地域貢献活動の内容

(2) 広告審査会の開催

広告審査会を開催し、(3)の審査項目に沿って総合的に審査し、順位を決定します。

第1順位の候補者には優先交渉権を付与します。(別紙選定方法参照)

応募者が1者の場合も、広告掲載等審査委員会において総合的に審査することとします。

市は、審査に当たっては、必要に応じて関係者等の出席を求めることができます。

(3) 審査項目、審査のポイント及び配点

No	審査事項	審査ポイント	配点
1	愛称案	・市民に分かりやすく、呼びやすいか	20点
2	契約期間	・契約期間の長短	20点
3	提案金額(年額)	・条件額以上か、金額の多寡	50点
4	地域貢献	・地域貢献の活動実績又は計画	5点
5	地域要件	・市内に本社、支店又は営業所等を有するか	5点
合計			100点

※全委員の得点を審査項目ごとに平均し、それぞれの平均得点が配点の6割に満たない団体は失格とします。(地域要件は除く)

(4) 選定結果の通知

生涯学習スポーツ課は、候補者選定後速やかに、応募者全員に選定結果を通知します。

(様式第4号、第5号、第6号)

9 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定と契約締結

広告審査会の結果を基に、優先交渉権者と細部について協議し、合意に至った後、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、決定通知書(様式第7号)により通知するとともに、契約を締結します。ただし、市が合意の可能性がないと判断した場合には、協議を打ち切り、次点以下の交渉順位に沿って契約締結に向けた協議を行います。

なお、契約を締結したネーミングライツパートナーとは、次期の契約において優先的に交渉することができます。その際には、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めます。

(2)ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーが決定したときは、ネーミングライツパートナー名、施設等の愛称、ネーミングライツ料、愛称使用期間等を市のホームページや報道機関へ情報提供することにより広く公表します。

10 ネーミングライツパートナーに対する特典

- ①愛称の普及のため、市は積極的に愛称を使用するとともに、関係団体等へ周知します。ただし、催事において、主催者の都合により愛称の使用が不可の場合は、正式名称を使用するか、又は正式名称を併記します。
- ②ネーミングライツパートナーのホームページ等でネーミングライツパートナーであることを広報することができます。
- ③上記の他に提案があるときには、別途協議により決定します。

11 ネーミングライツ料の支払い

契約初年度については、令和4年1月末までに支払うものとし、2年目以降については、毎年度4月末日までに当該年度分を支払うものとします。ただし、1年に満たない期間については、月割りとし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。（一括払いとし、分割して支払うことはできません。）

12 契約の解除

ネーミングライツパートナーを決定した後、ネーミングライツパートナーが応募資格要件を欠くこととなった場合や社会的信用を損なう行為等により市や当該施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は決定の取消し又は契約の解除をすることができることとします。

この場合、原状回復に必要な経費は、ネーミングライツパートナーの負担とします。また、契約を解除した場合、ネーミングライツパートナーが市に対し既に納入したネーミングライツ料は返還しないものとします。

13 リスク負担

- ①ネーミングライツパートナーが新規に設置した看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。
- ②その他、定めがないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

14 問い合わせ先

(1) 昭和グラウンド及び昭和テニスコートの施設及び募集要項に関する問い合わせ

担当部署：教育部生涯学習スポーツ課スポーツ振興係

電話：0566-5151

F A X：0566-5153

Eメール：sports@city.chiryu.lg.jp

(2) ネーミングライツの制度一般に関する問い合わせ

担当部署：企画部企画政策課政策係

電話：0566-95-0114

F A X：0566-83-1141

Eメール：kikaku-seisaku@city.chiryu.lg.jp